

地域医療再生基金の概要

総額3,100億円

救急医療の確保、地域の医師確保など、地域における医療課題の解決を図るため、都道府県が策定する計画(地域医療再生計画)に基づく都道府県の取組を支援

計画

- 計画の対象地域は、二次医療圏が基本。ただし、周辺の地域を含めるなど、柔軟な設定が可能。
- 複数年度(25年度末まで)にわたる取組を支援。
※ 施設整備については25年度末までに着工すれば可。
- 県ごとに、地域の実情に応じて、自由に事業を決定。
 - ・ 施設・設備整備費、運営費ともに使用可能。
 - ・ 県全体で実施した方が効果的な事業(医師確保事業等)は、県全体を対象として実施することも可能。

経費

- 1地域につき100億円(10箇所以内)又は30億円を上限に分配。
- 補助率は設定しておらず、県に一律に新たな負担は求めない。
- 新規・拡充ならば、国庫補助事業の地方負担分への充当も可能。

手続の流れ

①計画の提出(順次)
(~10月中旬頃まで)

← 随時相談

③交付金の交付
(計画承認後順次)

②計画の審議(順次)
(~11月下旬頃まで)

※ 大型案件は別途調整

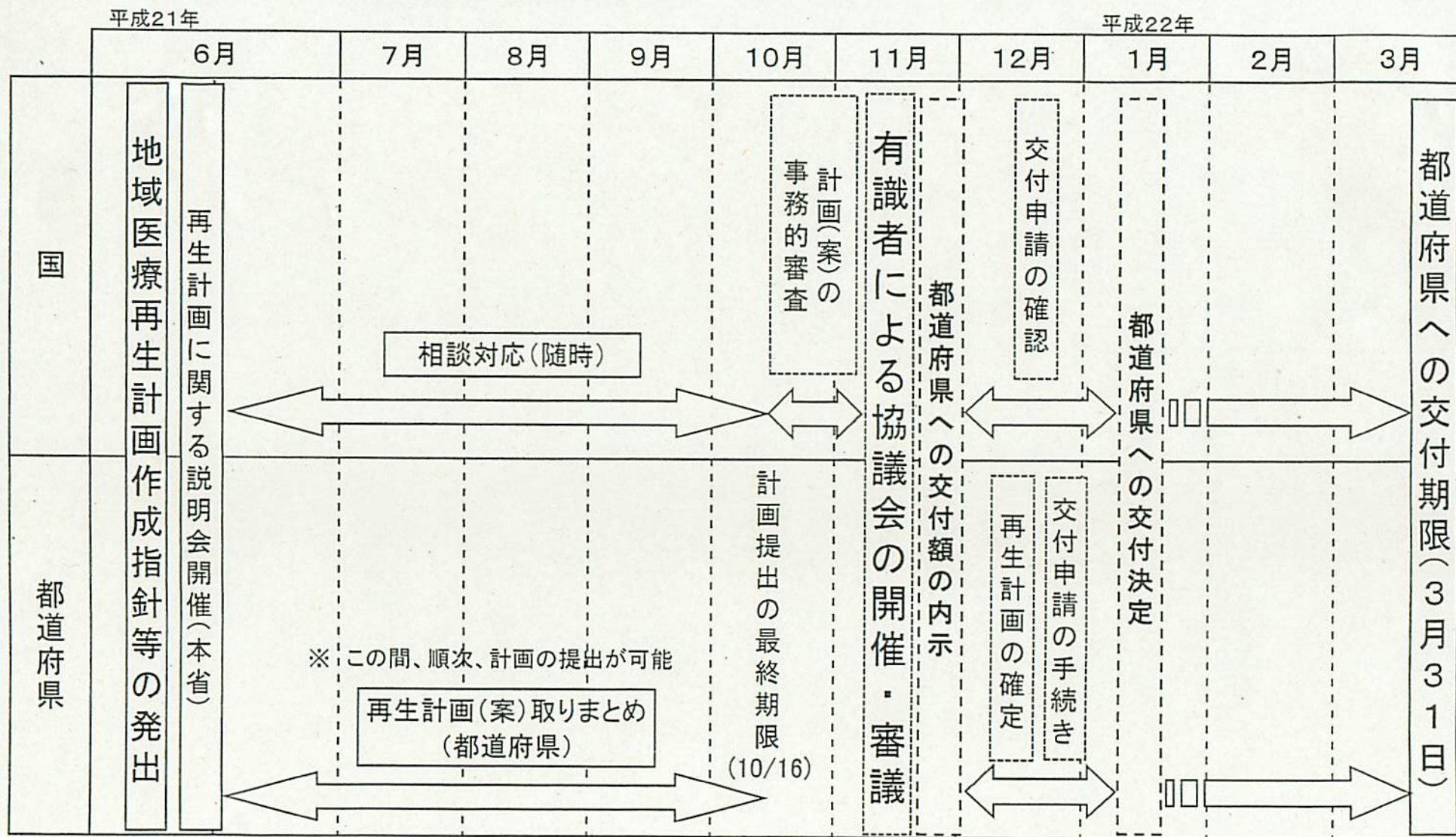
都道府県

基金

厚労省

有識者による
協議会

地域医療再生計画のスケジュール(予定)



※ 30億円程度の計画については、計画の提出状況に応じて、順次、審査を進めることとしている。
 ただし、100億円程度の計画については、有識者による協議会において、一括して審議を行う。